

議員提出第3号議案

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りに再考を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成29年5月1日

提出者	稲城市議会議員	中山賢二
〃	〃	つのじ寛美
〃	〃	岡田まなぶ
〃	〃	中田中
〃	〃	岩佐ゆきひろ
〃	〃	荒井健

(提案理由)

行政単位である市を分割する選挙区の区割りは、市民意見、行政運営、ひいては行政単位を分割するものであり、また、選挙事務に過重な負担を負わせるため、本案を提出する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りに再考を求める意見書

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正に向けて、昨年5月に成立した衆議院選挙制度改革関連法では、平成27年の国勢調査で確定した人口及びそれにより算出する平成32年見込人口を基に、選挙区間の較差を5年間にわたって、2倍未満に抑えるよう区割りを見直すことが定められた。

このことを受けて、総務省衆議院議員選挙区画定審議会では区割り改定案が審議され、本年4月19日に人口8万9千人の小さな稲城市を東京21区と東京22区に分割する案が内閣総理大臣に勧告された。

選挙区の区割りは、市民生活や行政運営に極めて重大な影響を及ぼすものであり、行政単位である市を分割する区割りは、市民意見、行政運営、ひいては行政単位を分断するものであり、また、選挙事務に過重な負担を負わせる。

よって、国においては、区割りの画定に当たっては市区町村の区域を分割しないことを原則に、単に人口比例配分だけでなく、行政規模の大小、地勢、交通、歴史的経緯などを配慮して区割りが再考されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年5月1日

稲城市議会議長 原 島 茂

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 殿